

セタ様  
 先ほどのお電話の件、動産総合保険の被保険者証を添付いたします。  
 発電所を事業譲渡する際に保険の引き継ぎが可能か、一旦解約 新規加入となるのかご確認お願いいたします。 緒方

動産総合保険 被保険者証 (事故発生時に必要になりますので、大切に保管してください。)			
被保険者(購入者)		保険契約者	
住所	福岡市博多区東光2丁目8-30 高光第一ビル2F		Upsolar Japan 株式会社
氏名	スリーアールエナジー株式会社		
電話番号	092-260-3035		

設置日	平成31年4月1日	お客様コード	2018--A--001
保険の対象	太陽電池モジュール(パネル)、パワーコンディショナー、接続箱、架台(架台接続部の基礎除く)、フェンス、蓄電池(太陽光システムと連携している場合に限る)、モニター・監視装置、前記の付属品もしくは付属配線		
設置場所	被保険者住所と異なる場合に記入( 福岡県直方市畑字後山751-1 他 )		
保険金額	14,300千円		
支払限度額	14,300千円		
免責金額	なし		
補償期間	設置日から 設置日の10年後応答当日の午後4時まで		

お支払いする保険金等	損害保険金	次の算式による保険金をお支払いします。ただし、 保険金額、保険価額(再調達価額)または支払限度額のいずれか低い額を限度とします。 $\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{損害の額 (再調達価額)}} - \boxed{\text{他の保険契約等(注)から支払われた保険金または共済金の合計額}}$ 注)この保険契約の保険の対象の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。		
	修理付帯費用保険金	1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%を限度にお支払いします。		
	損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。(ただし、損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。)		

保険金等をお支払いする主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災、落雷、破裂または爆発 ・風災、雹災、雪災</li> <li>台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災 ・建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触、倒壊</li> <li>盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損</li> </ul>
-----------------	---

保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</li> <li>商品の引渡し前の事故または不着による損害</li> <li>縮み、変色または変質による損害</li> <li>メーカー保証の対象となる損害</li> <li>修理費中に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用による損害</li> <li>被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害</li> <li>偶然な破損・汚損(保険金等をお支払いする主な事故に該当する場合は除きます。)</li> <li>風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みや雨漏り等による損害</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</li> <li>核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた損害</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害</li> <li>保険の対象の欠陥、摩擦、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐食によって生じた損害</li> <li>外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害</li> <li>保険の対象に対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害</li> <li>詐欺または横領によって生じた損害</li> <li>ガラス(レンズおよび鏡を含みます)または真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害</li> <li>すり傷、かき傷、ほつれ、破れ、焼け焦げ(火災、爆発等を除きます。)、塗料のはがれ落ち、汚れ、しみ、泥はね等単なる外観上の損害であって機能に影響しない損害</li> <li>保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害</li> <li>日本国外で生じた事故による損害</li> <li>保険の対象の設置場所を変更した後に生じた場合</li> <li>保険の対象を売却または譲渡した後に生じた場合</li> <li>被保険者の他の保険契約等で補償される損害(ただし、他の保険契約等で補償された後、さらにこの保険契約で支払うべき保険金が残る場合は、その残りの部分に相当する保険金が支払われます。)</li> </ul>
-----------------	--

※ 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合は、普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、ご不明な点については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

連絡先	03-3844-5892	連絡先	03-3242-7172
取扱代理店	株式会社フォーライフ	引受保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 東京中央支店 東京中央第二支社 東京都中央区日本橋3-1-6 